

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理活用して診察致します。尚、令和6年6月1日より、診療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定致します。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

- ①上記にかかわらず、他の保険医療機関からの紹介状お持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。
- ②マイナンバーカードの破損等で読み取りできない場合はマイナ保険証なしの扱いとなります。

医療DX推進体制整備加算について

当院は令和6年6月より、医療DX推進体制整備加算の体制を整備し活用しています。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用を推奨しています。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施してまいります。

(今後導入予定です)

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

令和6年6月1日 院長